

今号の主な内容	
2面	生活のしづらさなどに関する調査にご協力を
3面	区の財政状況をお知らせします
8面	地域でがんばる商店街～年末年始のイベント 12月10日新宿観光案内所オープン 年末年始の資源・ごみ収集

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成28年(2016年)

12・5

第2195号



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900

土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

12月3日～9日は障害者週間

障害のある方も ない方も
ともに支え合い
安心して暮らせるまちへ

ご存知ですか？

障害者差別解消法

28年4月1日に障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が施行されました。この法律は、行政機関や民間事業者などに、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

障害を理由とする差別の解消を推進することで、全ての国民が障害の有無によって、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きることでできる社会の実現を目指しています。

区では、窓口での筆談や読み上げによる支援、区が主催する講演会等における手話通訳者の設置など、障害の特性に応じたコミュニケーションの支援等を推進しています。また、障害者差別解消法のリーフレットの配布などを通じて、法の趣旨や障害について区民の方の理解が一層深まるよう取り組みます。
【問合せ】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階)☎(5273)4516・☎(3209)3441へ。

障害を理由とした 不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある方に、正当な理由なく障害を理由として、サービスの提供を拒否・制限をすることを禁止しています。

◆不当な差別的取り扱いの例



このほか、障害を理由に「正当な理由なく対応の順番を後回しにする」「本人ではなく介助者や支援者・付き添い者にだけ話しかける」「説明会・シンポジウム等への出席を拒む」などが挙げられます。

合理的配慮の提供

障害を理由に何らかの配慮が必要である意思が伝えられたときに、サービスを提供する側と受け取る側が話し合い、負担が重すぎない範囲で、必要かつ合理的な対応をすることを求めています。

◆合理的配慮の提供の例



このほか、障害の種類や特性に応じて、次のような合理的配慮の提供が求められます。

- ▶ 印刷物でのお知らせの際、問い合わせ先としてファックス番号を記載する／身体障害(聴覚障害)
- ▶ 電子データを送るとき、要望に応じて音声読み上げソフトに対応できるようテキストデータを送る／身体障害(視覚障害)
- ▶ なじみのない外来語や漢数字を使用しない／知的障害
- ▶ 文字の理解や記憶が難しい場合に、通常口頭で行う案内を、紙にメモして渡す／知的障害・精神障害
- ▶ 一度に多くの情報が入ると混乱する場合に、必要項目を書き出すなど情報を整理しながら伝える／精神障害

ヘルプカードは 周囲に手助けを お願いしやすくする カードです

障害のある方の中には、手助けが必要なのに自分から「困っている」と伝えられない方がいます。ヘルプカードは、障害のある方が普段から持っていることで、日常生活で困ったときや緊急時、災害時などに周囲の手助けをお願いしやすくするものです。

カードの表紙には、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」が記載されています。

カードには氏名・住所・
生年月日のほか、困った
ときに伝えたいことが
記入されています

例えば

- ◆ 緊急連絡先
- ◆ アレルギーや発作の症状
- ◆ 救急時に搬送してほしい病院
- ◆ 周りの人に配慮してほしいこと など



障害者福祉施設共同バザール・ 12月7日(水)・8日(木) 障害者作品展



過去の作品展から

【日時】12月7日(水)午前10時30分～午後8時(販売は午後7時まで)、8日(木)午前10時30分～午後5時

【会場】新宿駅西口広場イベントコーナー

【内容】▶ 障害のある方が制作した絵画・書・写真等の展示、
▶ 七宝焼・ビーズ等のアクセ

サリー、パン・クッキー等の販売、▶ 障害者優先調達推進法に関わる仕事受注アピールボードの展示、▶ 障害者・高齢者疑似体験

※絵画等の作品は、ギャラリーオーガード「みるっく」(新宿大ガード下)でも12月21日(水)まで展示しています。

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係へ。